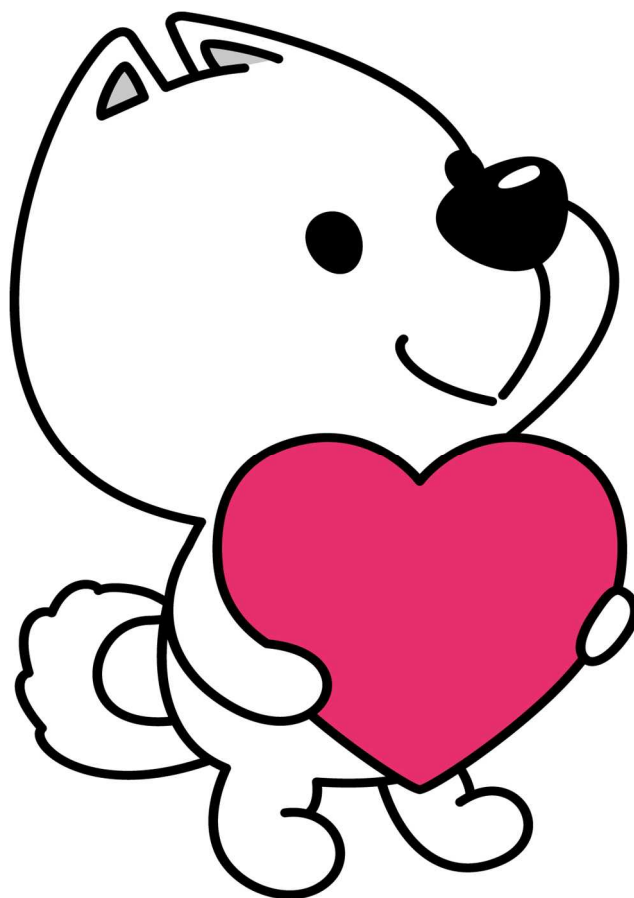


和歌山県精神保健福祉センター所報 (令和元年度実績)



和歌山県 PR キャラクター
きいちゃん

和歌山県精神保健福祉センター

目 次

I 和歌山県精神保健福祉センターの概要

| | | |
|-----------|-------|---|
| 1 沿革 | ----- | 1 |
| 2 業務の概要 | ----- | 1 |
| 3 職種別職員構成 | ----- | 2 |
| 4 施設の概要 | ----- | 2 |

II 令和元年度 事業実績

| | | |
|--|-------|----|
| 1 技術指導・技術援助 | ----- | 3 |
| 2 教育研修 | ----- | 6 |
| 3 普及啓発 | ----- | 7 |
| 4 その他の事業 | ----- | 8 |
| 5 自殺対策情報センター事業 | ----- | 9 |
| 6 ひきこもり地域支援センター事業 | ----- | 10 |
| 7 依存症対策 | ----- | 12 |
| 8 精神保健福祉相談 | ----- | 13 |
| 9 精神医療審査会 | ----- | 15 |
| 10 精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療(精神通院医療)支給認定に関する事務 | ----- | 16 |
| (表1)精神障害者保健福祉手帳交付状況 | ----- | 16 |
| (表3)自立支援医療(精神通院医療)受給者証交付状況 | ----- | 17 |

III 資料

| | | |
|--------------------|-------|----|
| 精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 | ----- | 18 |
|--------------------|-------|----|

I 和歌山県精神保健福祉センターの概要

1 沿革

2 業務の概要

3 職種別職員構成

4 施設の概要

I 和歌山県精神保健福祉センターの概要

1 沿革

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、県における精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図るとともに、調査研究並びに相談業務を行い、精神保健福祉の関係機関に対する技術指導・技術援助等を行う総合的技術機関である。（「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」（昭和25年5月1日法律第123号）第6条）

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 昭和39年11月 | 「精神衛生相談所」を和歌山県立医科大学附属病院内設置 |
| 昭和56年4月 | 「精神衛生センター」に名称変更 和歌山県立五稜病院に移転 |
| 昭和63年7月 | 「精神保健センター」に名称変更 |
| 平成7年7月 | 「精神保健福祉センター」に名称変更 |
| 平成10年12月 | 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛に移転 |
| 平成11年4月 | 精神保健福祉相談員・保健師1名ずつ増員（常勤職員数4名体制） |
| 平成14年4月 | 事務職員1名増員（常勤職員数5名体制） |
| 平成18年4月 | 事務職員2名、社会福祉職1名増員（常勤職員数8名体制） |
| 平成19年4月 | 保健師・社会福祉職1名ずつ増員、精神保健福祉相談員・事務職1名ずつ減員 |
| 平成20年4月 | 保健師1名減員（常勤職員数7名体制） |
| 平成21年4月 | 保健師1名増員（常勤職員数8名体制） |
| 平成21年8月 | 和歌山県ひきこもり地域支援センター事業の設置 |
| 平成21年9月 | 和歌山県自殺対策情報センター事業の設置 |
| 平成30年4月 | 自殺対策情報センター事業が和歌山県自殺対策推進センター事業に変更設置 |
| 平成31年4月 | 保健師1名、事務職員1名増員（再任用職員2名が増員され職員数10名体制） |

2 業務の概要

(1) 企画立案

地域精神保健を推進するため、県の精神保健福祉主管部局及び関係機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進や、地域の精神保健施策の推進に関する事項等について提案、意見具申等を行う。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村等の関係機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

保健所、市町村等の関係機関で精神保健福祉業務に従事する職員を対象に、その資質の向上を図るため、専門的な教育・研修を実施する。

(4) 普及啓発

一般住民に対し精神保健福祉や精神障害についての知識、権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進、精神障害者の社会復帰の促進等に関する調査研究を行い、必要な統計及び資料を収集し、保健所や市町村が精神保健福祉活動を効果的に展開できるよう各種資料の提供を行う。

(6)精神保健福祉相談

自死遺族ケア、ひきこもりをはじめとする思春期の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談（特に複雑または困難なもの）を実施する。

(7)組織育成

家族会、患者会等の県単位での組織育成に努めるとともに、地域単位での組織活動に協力する。

(8)精神医療審査会

入院患者への適正な医療提供と人権の確保を図るため、入院患者等からの処遇改善請求や退院請求に対する調査・審査を実施する。

(9)精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)の判定及び交付・承認事務

精神障害のため、日常生活又は社会生活に支障のある方を対象に、医療や福祉の支援を受けやすくすることを目的とした「精神障害者保健福祉手帳」の判定・交付事務を行っている。

精神障害者の通院医療を促進し、早期治療・早期退院・再発防止等適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用について公費負担制度（自立支援医療（精神通院医療））を実施しており、それに伴う判定・承認等の業務を行っている。

3 職種別職員構成

令和2年3月31日現在

| | 医師 | 精神保健福祉士 | 保健師 | 臨床心理士 | 福祉職 | 事務職 | 計 |
|-----|----|---------|-----|-------|-----|-----|----|
| 常勤 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 10 |
| 非常勤 | 4 | | | | | | 4 |
| 計 | 5 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 14 |

4 施設の概要

(1)所在地等

〒640-8319

和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

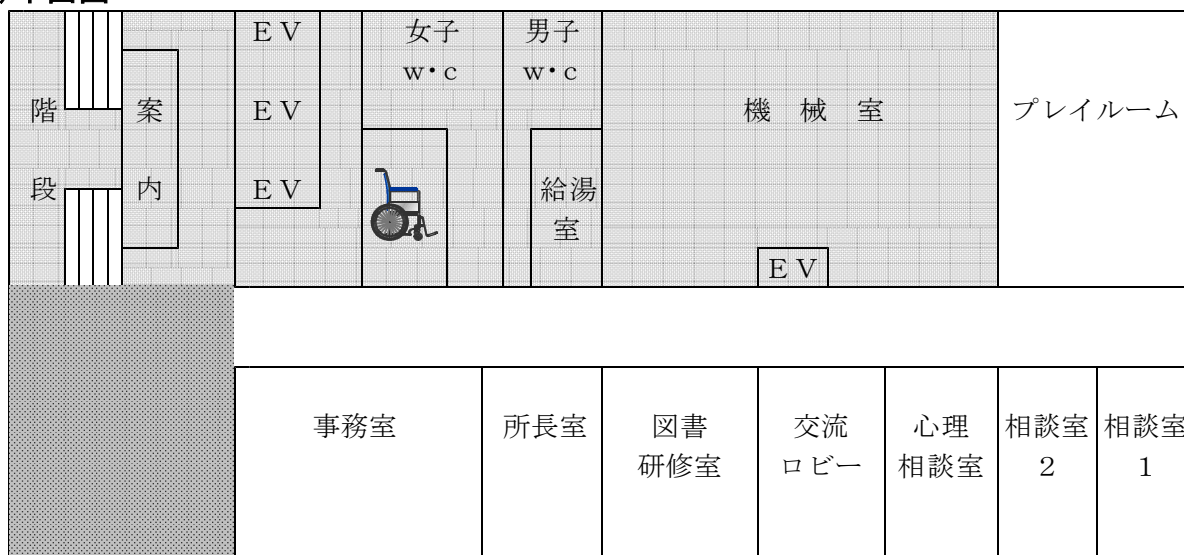
TEL:073-435-5194 FAX:073-435-5193

(2)建物の状況

12階建て鉄筋コンクリート造り県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階に入居

占有面積 310.66 m²

(3)平面図



*EV:エレベーター

Ⅱ 令和元年度 事業実績

- 1 技術指導・技術援助
- 2 教育研修
- 3 普及啓発
- 4 その他の事業
- 5 自殺対策情報センター事業
- 6 ひきこもり地域支援センター事業
- 7 依存症対策
- 8 精神保健福祉相談
- 9 精神医療審査会
- 10 精神障害者保健福祉手帳及び
自立支援医療(精神通院医療)支給認定に関する事務

Ⅱ 令和元年度 事業実績

1 技術指導・技術援助

地域精神保健活動を推進するため、保健所及び関係機関に対し、研修会の講師や会議での助言等の技術指導及び技術援助を行った。

(1)関係機関別・内容別支援件数

関係機関に対して精神保健福祉に関する技術指導・援助及び組織育成を行った（講演除く）。

| 関係機関 | 技術指導・援助の内容別件数(延件数) | | | | | | | | | | | | | 計 |
|----------|--------------------|------|-------|----|-------|-----|-----|---------|-------|------|------|----|-----|----|
| | 老人精神保健 | 社会復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | ゲーム | 思春期 | 心の健康づくり | ひきこもり | 自殺関連 | 犯罪被害 | 災害 | その他 | |
| 保健所 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 1 | 3 | 4 | 5 | 0 | 0 | 2 | 22 |
| 市町村 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 10 | 0 | 0 | 1 | 17 |
| 福祉事務所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療施設 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 |
| 介護老人保健施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害者支援施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 社会福祉施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 0 | 1 | 8 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 6 | 25 |
| 計 | 0 | 2 | 10 | 3 | 8 | 2 | 2 | 4 | 12 | 17 | 0 | 0 | 12 | 72 |

(2)組織育成

| | 対象 | | | | | 計 |
|------|-----|-----|--------------|-----|-----|----|
| | 患者会 | 家族会 | 依存症の自助団体回復施設 | 職親会 | その他 | |
| 支援件数 | 0 | 13 | 3 | 0 | 11 | 27 |

(3)会議等

| 月日 | 内 容 | 出席者数 | 主催 |
|--------|----------------------------------|------|----------------------|
| 5月14日 | アウトリーチ運営会議 | 1 | 県障害福祉課 |
| 5月21日 | 和歌山県精神保健福祉担当者会議 | 2 | 県障害福祉課 |
| 5月23日 | 和歌山県人権相談ネットワーク協議会研修会 | 1 | 県人権政策課 |
| 6月4日 | 子ども若者支援地域協議会代表者会議 | 1 | 県青少年・男女共同参画課 |
| 6月5日 | 医療観察法関連会議 | 1 | 保護観察所 |
| 6月6日 | 人権擁護委員会(こころの委員会) | 1 | 和歌山県立医科大学附属病院 |
| 6月10日 | 和歌山県障害者社会参加推進協議会 | 1 | 社)和歌山県身体障害者連盟 |
| 6月14日 | 和歌山県精神科病院協会通常総会 | 1 | 和歌山県精神科病院協会 |
| 6月18日 | アウトリーチ運営会議 | 1 | 県障害福祉課 |
| 7月4・5日 | 全国精神保健福祉センター長会定期総会 | 1 | 全国精神保健福祉センター長会 |
| 7月9日 | 研究事業 一般改善指導「アルコール依存回復プログラム」 | 1 | 和歌山刑務所 |
| 7月12日 | ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会総会及び第1回研究協議会 | 2 | ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会 |

| | | | |
|--------|------------------------------|---|----------------------|
| 7月16日 | アウトリーチ運営会議 | 1 | 県障害福祉課 |
| 7月24日 | ふれあい人権フェスタ2019第1回全体会議 | 1 | 公財)和歌山県人啓発センター |
| 7月26日 | 全国こころのケア研究協議会 | 1 | 全国精神保健福祉センター長会 |
| 7月30日 | 第1回地域若者支援連絡会議 | 1 | 県青少年・男女共同参画課 |
| 8月6日 | 医療観察法関連会議 | 1 | 保護観察所 |
| 8月8日 | 第1回薬物再乱用防止の支援に関する地域連携会 | 1 | 県薬務課 |
| 8月8日 | 精神障害者地域移行研修企画会議 | 1 | 県障害福祉課 |
| 8月20日 | アウトリーチ運営会議 | 1 | 県障害福祉課 |
| 9月3日 | 飲酒運転根絶対策会議 | 1 | 県県民生活課 |
| 9月6日 | 近畿ブロック精神保健福祉センター長会 | 1 | 京都府精神保健福祉センター |
| 9月10日 | 令和元年度近畿地区薬物中毒対策連絡会議 | 1 | 近畿厚生局麻薬取締部 |
| 9月24日 | アウトリーチ運営会議 | 1 | 県障害福祉課 |
| 10月2日 | 和歌山県犯罪被害者支援連絡協議会担当者会議 | 1 | 県警察本部警務部警察相談課 |
| 10月2日 | 医療観察法関連会議 | 1 | 保護観察所 |
| 10月8日 | 学校における依存症等対策有識者会議 | 1 | 県教育委員会 |
| 10月18日 | 海南保健所ケース検討会議 | 1 | 海南保健所 |
| 10月23日 | ふれあい人権フェスタ2019第2回全体会議 | 1 | 公財)和歌山県人啓発センター |
| 10月24日 | 第67回精神保健福祉全国大会 | 1 | 日本精神保健福祉連盟 |
| 10月29日 | 第1回和歌山県自殺防止対策の推進に関する有識者会議 | 1 | 県障害福祉課 |
| 11月19日 | 海南保健所ケース検討会議 | 1 | 海南保健所 |
| 11月26日 | アウトリーチ運営会議 | 1 | 県障害福祉課 |
| 12月18日 | 和歌山県自殺対策連絡協議会 | 1 | 県障害福祉課 |
| 12月19日 | 海南保健所ケース検討会議 | 1 | 海南保健所 |
| 12月20日 | DV被害者支援ネットワーク会議 | 1 | 県青少年・男女共同参画課 |
| 1月17日 | 和歌山県人権相談ネットワーク協議会研修会 | 1 | 県人権政策課 |
| 1月24日 | 医療観察法関連会議 | 1 | 保護観察所 |
| 1月31日 | 中部・近畿ブロック精神保健福祉センター長会 | 1 | 滋賀県精神保健福祉センター |
| 2月3日 | ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会第2回連絡協議会 | 2 | ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会 |
| 2月17日 | 第2回和歌山県自殺防止対策の推進に関する有識者会議 | 2 | 県障害福祉課 |
| 2月18日 | ひきこもりの「居場所の提供」等に関する意見交換会 | 1 | 県障害福祉課 |
| 2月21日 | 全国精神医療審査会長会・精神保健福祉センター長会議 | 2 | 厚生労働省 |
| 2月28日 | 相談支援包括化推進会議 | 1 | 和歌山市社会福祉協議会 |
| 3月17日 | アウトリーチ運営会議 | 1 | 県障害福祉課 |

(4) 委嘱・委員等

| 内 容 |
|----------------------|
| 和歌山県障害者社会参加推進協議会 |
| 発達障害者支援体制整備検討委員会 |
| 和歌山県立医科大学附属病院こころの委員会 |
| 和歌山県高次脳機能障害事業検討委員会 |

(5) 講演講師等

| 内 容 | 対 象 | 主 催 |
|--|-----------|----------|
| 令和元年度世田谷区児童課研修委員会基本研修「思春期における子どもと親の関係性」 | 児童課職員 60名 | 世田谷区児童課 |
| 日本学校心理士会2019年度大会「移行支援としての高校教育－思春期の育ちから見た高校教育の意義と可能性」 | 会員 150名 | 日本学校心理士会 |

| | | |
|---|---|----------------------|
| 第33回尼崎市こころの健康のつどい「思春期のこころの変化とSOSへの気づき」 | 市民 350名 | 尼崎市保健所 |
| 北海道知的障がい福祉協会令和元年度発達支援部会職員研修会「子どもから大人への移行～思春期に心がける大切な支援とは」 | 会員 100名 | 北海道知的障がい福祉協会 |
| 日本学校教育相談学会第30回中央研修会「教育の新しい風に学ぶ、教育の未来をつくる」 | 会員 110名 | 日本学校教育相談学会 |
| 岡山県児童相談所職員研修「子どもの意見を聴き取る活動から考える一子どもたちは何を訴え、児童相談所はどう変わるべきか」 | 職員 30名 | 岡山県中央児童相談所 |
| 薬物再乱用防止プログラム | 保護観察対象者 3名 | 保護観察所 |
| 薬物事犯対象者の引受人・家族会 「薬物乱用者の引受人や家族への支援について」 | 引受人、保護司等 4名 | 保護観察所 |
| 自殺対策強化週間における全国一斉「暮らしとこころの相談会」 | 一般住民 30名 | 和歌山弁護士会 |
| 和歌山県のひきこもりの現状について | 地域住民 105名 | 那賀圏域障害児・者自立支援協議会精神部会 |
| ひきこもりの現状と対応 | 民生児童委員 19名 | 広川町民生児童委員会 |
| 就職促進相談員研修会 「長期間就労していない方に対する職業相談について」 | 就職促進相談員 10名 | 労働政策課 就業支援班 |
| 薬物事犯対象者の引受人・家族会 「薬物乱用者の引受人や家族への支援について」 | 引受人、保護司等 3名 | 保護観察所 |
| 自殺対策強化月間における全国一斉「暮らしとこころの相談会」 | 一般住民 25名 | 和歌山弁護士会 |
| 和歌山県市町村保健師協議会総会並びに研修会 | 市町村保健師 80名 | 県市町村保健師協議会 |
| 「出張！県政おはなし講座」 地域におけるこころの健康づくり | 御坊市人権啓発推進協議会会員 59名 | 御坊市人権啓発推進協議会 |
| 「出張！県政おはなし講座」 地域におけるこころの健康づくり | 地域住民 44名 | 橋本市岸上文化センター運営委員会 |
| 「出張！県政おはなし講座」 地域におけるこころの健康づくり | 海南市居宅介護支援専門員連絡協議会会員 53名 | 海南市居宅介護支援専門員連絡協議会 |
| 「出張！県政おはなし講座」 地域におけるこころの健康づくり | 湯浅町老人クラブ連合会会員 32名 | 湯浅町老人クラブ連合会 |
| つばさの会 相談員養成講座 「相談の受け方・社会資源へのつなぎ方について」 | つばさの会相談員 6名 | 和歌山市精神障害者家族会つばさの会 |
| 2019年初級障がい者スポーツ指導員養成講習会 障がいの理解とスポーツ（精神障害） | 一般県民 30名 | 和歌山県障害者スポーツ協会 |
| ゲートキーパーフォローアップ教室 ゲートキーパーに知っておいてほしいこと ～相談の受け方・各種社会資源のつなぎ方～ | 地域住民 30名 | 有田川町福祉保健部健康推進課 |
| 地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」 | 紀北一般県民 75名 | 県防災企画課 |
| 地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」 | 紀中一般県民 50名 | 県防災企画課 |
| 精神障害者の障害特性と支援方法学ぶ研修会 社会資源と連携、家族支援 | 障害福祉サービス及び介護保険サービス従事者及び精神障害者支援に携わる者 80名 | 県障害福祉課 |

2 教育研修

保健所、市町村、社会復帰施設、精神科医療機関、その他の関係機関で、精神保健福祉業務に従事する職員等を対象として、その資質向上を図るために精神保健福祉に関する専門的な研修を実施した。

(1)精神保健福祉関連新任者研修

新しく精神保健福祉業務に従事した者が、精神保健福祉に関する基礎知識を学び、業務に活かしていくことを目的に、業務に従事して概ね3年未満の担当者を対象に2日間にわたり実施した。

| 開催日・会場 | テーマ・講師 | 受講者数 |
|---|---|------|
| 第1日目 令和元年5月16日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市) | 講義 「相談の受け方」 講師 和歌山心療オフィス 所長 上野 和久 氏 ----- 講義 「精神保健福祉施策と関連法について」 講師 精神保健福祉センター職員 ----- 講義 「障害福祉サービスについて」 講師 地域活動支援センター 櫻 相談支援専門員 岩橋 千紗子 氏 | 71名 |
| 第2日目 令和元年5月17日 和歌山県勤労福祉会館 (和歌山市) | 講義 「社会資源の活用について」 講師 精神保健福祉センター職員 ----- 講義 「精神障害者の支援と人権」 講師 一般社団法人 メンタルウェルビーイングパートナーズ 理事長 原見 美帆 氏 ----- 講義 「精神疾患と精神障害の理解」 講師 精神保健福祉センター 所長 小野 善郎 | 72名 |

(2)精神保健福祉従事者専門研修

精神保健福祉業務に従事する職員の技量を高め、精神保健福祉サービスの向上を図ることを目的に、業務に従事している担当者を対象に実施した。

| 開催日・会場 | テーマ・講師 | 受講者数 |
|---------------------------------------|--|------|
| 令和元年12月16日 西牟婁振興局 大会議室 (田辺市) | 講演 「精神障害者の社会復帰支援について」 ～障害(バリア)を無くすためにピアサポーターと協働する新たなステップ～ 講師 一般社団法人 メンタルウェルビーイングパートナーズ 理事長 原見 美帆 氏 専務理事 中野 千世 氏 ピアサポーター 2名 (リカバリストリー) | 10名 |
| 令和2年2月27日 和歌山県民文化会館 (和歌山市) | 「依存症についての事例検討会」 講師 岩出こころの診療所 院長 眞城 耕志 氏 事例提供者 事例1 更生保護施設精神保健福祉士 事例2 保健所精神保健福祉士 | 18名 |

(3)思春期セミナー研修

教育、行政、医療、福祉施設職員等の資質向上をはかることを目的に実施した。

| 開催日・会場 | テーマ・講師 | 受講者数 |
|--------------------------------|---|------|
| 令和元年7月25日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市) | シンポジウム 「よりよく生きる」ための性に関する指導・支援 シンポジスト 和歌山大学教育学部 藤田絵理子氏 和歌山信愛大学教育学部 森下順子氏 和歌山県立仙溪学園 岩田智和氏 和歌山大学教育学部附属特別支援学校 鶴岡尚子氏 コーディネータ 精神保健福祉センター 所長 小野善郎 | 58名 |

※自殺対策、ひきこもり支援の研修については、後章に掲載する。

3 普及啓発

一般県民や関係機関に対し、精神保健福祉や精神障害についての知識や情報を提供するために、以下のとおり講演会や出版物の作成等、普及啓発を行った。

(1) 催し等

① 一般向け講演会

県民への精神保健福祉に関する知識の普及とこころの健康づくり推進を目的として実施した。

アルコール健康障害講演会 紀北・紀南地区に分けて開催

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|--|---|------|
| 令和元年 10 月 26 日 岩出市民総合体育館 (岩出市) | 講演「アルコールとのつきあい方」 講師 眞城 耕志 氏 (岩出こころの診療所院長) AA・断酒会体験談 各 1 名 和歌山県立こころの医療センターの取り組み 発表者 県立こころの医療センター精神保健福祉士 | 25 名 |
| 令和 2 年 2 月 1 日 西牟婁振興局 4 階大会議室 (田辺市) | 講演「お酒の飲み方大丈夫ですか？」 ～アルコール依存症を予防するために～ 講師 森田 佳寛 氏 (県立こころの医療センター院長) AA・断酒会体験談 各 1 名 和歌山県立こころの医療センターの取り組み 発表者 県立こころの医療センター精神保健福祉士 | 39 名 |

こころの集い講演会

(和歌山県精神保健福祉協会と共催)

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|------------------------------------|--|------|
| 令和元年 6 月 25 日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市) | 講演「スピリチュアルケアとこころの健康」 講師 森崎 雅好 氏 (高野山大学准教授) | 38 名 |

② わかやまこころのフェスタ2019

県民のこころの健康の保持増進と、こころの病を持つ人に対する正しい理解を広めることを目的に開催した(ふれあい人権フェスタ2019と共催)。

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|---------------------------------|---|-------|
| 令和元年11月23日 ビッグホエール (和歌山市) | ステージイベント (1)「グループ活動紹介」 地域活動支援センター櫻アボロッサム ジャンベ演奏 (2)表彰式 精神保健福祉協会長表彰 「ほっとする笑顔つながるこころの絵」表彰 講演会 「マンボウ家族のてんやわんやーこころの健康ー」 講師 エッセイスト 斎藤 由香 氏 | 201 名 |

③「ほっとする 笑顔つながる こころの絵」

県民にこころがほっとする絵をはがき大から、四つ切り用紙の大きさまでに描いてもらい、こころの健康やゆとりのある生活を見つめなおしてもらおう機会を提供した。

応募総数139作品の中から8点を審査の結果、入賞作品として選び、「わかやまこころのフェスタ2019」で表彰した(和歌山県精神保健福祉協会と共催)。

④精神障害者ソフトバレーボール和歌山県大会

精神障害者がスポーツを楽しむ体力の維持増進をはかることや、仲間とのふれあいを体験する等の社会参加を推進することを目的に実施した。

(和歌山県精神保健福祉協会、和歌山県作業療法士会と共催)

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|---------------------------------|------------------------------|---------------|
| 令和元年11月29日 ビッグウェーブ (和歌山市) | 県内6チームが参加し、優勝から3位チームまでを決定した。 | 選手・役員等 83名 |

(2) 広報出版物等

①和歌山県精神保健福祉センターたより「わかやま」

関係機関への情報提供と県民への啓発のため、保健福祉施設等の紹介、県内の精神保健福祉の最新情報、和歌山県精神保健福祉センターの研修や講演会の案内等を掲載し、年4回発行した。

| 号 数 | 送付先機関 | 発行部数 |
|-----------|-------|--------|
| 第79号(5月) | 207 | 439 |
| 第80号(8月) | 205 | 439 |
| 第81号(11月) | 205 | 453 |
| 第82号(2月) | 207 | 427 |
| 合 計 | 824 | 1,758部 |

②出版物等作成

| 内 容 | 部 数 |
|------------------|------|
| 和歌山県精神保健福祉センター所報 | 100冊 |

③精神保健福祉等に関する図書やビデオ等の貸し出し 8回

※自殺対策、ひきこもり支援事業については後章に掲載する。

4 その他の事業

セルフヘルプグループ交流会「なごみの会」

セルフヘルプグループ支援のため、グループの運営者を対象とした交流会を行い、グループを運営していく上での悩みの分かち合いや活動状況の情報交換等を実施した。

対 象 セルフヘルプグループの運営を行っている方

場 所 精神保健福祉センター

開催回数 全4回

参加延人数 14名(3グループ)

5 和歌山県自殺対策推進センター事業

(1) 自殺対策の概要

平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正された。県でも、平成 30 年 4 月に「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現を目指した「県自殺対策計画」を策定した。

(2) センターの概要

目的 自殺対策の総合的な支援機関として、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死者の親族等に対する支援の充実を図るため、相談支援、関係機関との連携強化、普及啓発等の情報発信、専門研修による人材育成に取り組む。

開設日 平成 30 年 4 月 1 日

場 所 精神保健福祉センター内

(3) 令和元年度 自殺対策事業実績

① 自殺対策に関する情報提供・普及啓発

ア ホームページによる情報提供

和歌山県のホームページ内に自殺対策推進センターのページを開設し、「生きる支援の相談窓口」などの情報提供を行っている。

イ 自殺対策普及啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に向けて、厚生労働省のポスター、啓発物品等を関係機関に配付し、啓発を行った。

ウ 若年者向けの啓発事業として、研修を行った。

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|---------------------------------------|---|------|
| 令和 2 年 2 月 27 日 県立高等看護学院 (紀の川市) | 自殺について知ろう こころのメンテナンスについて 精神保健福祉センター職員 こころを健康に保つために ストレスマネジメントを学ぼう(演習) すてっぷぼーとわかやま 管理者・公認心理師 田中 康之氏 | 46 名 |

② 自殺防止・自死遺族電話相談(はあとライン)

総件数 3,554 件(再掲 平日件数 1,098 件 業者件数 2,456 件)

平成 23 年 10 月から、自殺防止専用電話相談(はあとライン)を実施している。

③ こころの健康相談統一ダイヤル

全国どこからでも共通の電話番号に電話をすれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される「こころの健康相談統一ダイヤルに」(平成 20 年 9 月 10 日より開始)平成 23 年 5 月から参加している。平成 23 年 10 月からは、はあとラインに接続されている。

④ 自死遺族わかちあいの会

※ 対象 大切な人(家族・知人・友人)を自死で亡くした方

実施回数 7 回 参加人数 延べ 36 名 (実人数 13 名)

⑤ その他

「わかちあいの会和歌山うめの花」が実施する自死遺族相談と講演会に協力。

6 和歌山県ひきこもり地域支援センター事業

(1) センターの概要

目的 地域のひきこもり支援の核となる支援機関として、保健所やひきこもり者支援機関等との連携を図りながら、主として、関係機関との連携強化、ひきこもり支援に必要な情報発信、一次相談窓口の充実、人材育成を行う。

開設日 平成21年8月7日

場 所 精神保健福祉センター内

(2) 平成30年度 ひきこもり対策事業実績

① 関係機関との連携強化

県内の支援体制の充実を目的に、各圏域の支援従事者や関係者と、ひきこもりに関する情報交換や連携強化を図るため、行政担当職員や関係機関職員に出席を依頼し、ひきこもり支援担当者会議を開催。

・ひきこもり支援担当者会議 3回 (R1. 10. 3有田圏域・R2. 1. 10新宮圏域・R2. 1. 23日高圏域)

② 情報発信

ホームページ「和歌山県ひきこもり地域支援センター」の運営 他

③ 一次相談窓口

相談窓口の周知、『いっぽライン』等における電話相談及び来所相談への対応と必要に応じた社会資源の紹介

④ 第4回わかやま若者・ひきこもり者支援交流集会(つながるんや@わかやま)

ひきこもり者やその家族、若者やその支援者等が孤立せず、つながりを持ち、共に支え合えるような関係構築を目的に、当事者・支援従事者・ひきこもりや若者支援に関心のある方を対象に1回開催

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|---|--|------|
| 令和2年2月4日(火) 和歌山県立情報交流 センター Big・U (田辺市) | 13:00～13:50 講演 テーマ:「僕の人生はエンターテインメント ～ひきこもり経験を通して気づいたこと～」 講 師: 下田 つきゆび 氏 (つきゆび倶楽部) 13:50～14:50 トークセッション テーマ:「ひきこもる時・ひきこもるのをやめる時 聞き手: 野中 泰寛 氏 (ハートフルハウス創) 語り手: 下田 つきゆび 氏、ひきこもり経験者2名 15:00～16:00 グループ別交流会 A 家族8名 B ひきこもり当事者・経験者7名 C 支援者32名 16:00～16:30 交流会の内容について全体で共有 | 47名 |

⑤ ひきこもり支援従事者研修

ひきこもり支援従事者の支援体制の充実や資質向上を目的に3回開催

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|-----------------------------------|---|------|
| 令和元年10月29日(火) 伊都振興局 3階 大会議室 | 13:30～15:30 講演 テーマ:「ひきこもり者に対する訪問支援の実際」 講師:南 芳樹 氏 (南紀若者サポートステーション) | 19名 |
| 令和元年11月8日(金) 御坊保健所 別館 大会議室 | 13:30～15:30 講演 テーマ:「ひきこもり者に対する訪問支援の実際」 講師:南 芳樹 氏 (南紀若者サポートステーション) | 20名 |
| 令和2年1月10日(金) 東牟婁振興局 地下第3会議室 | 13:00～15:00 講演 テーマ:「生きづらさを抱える若者への支援」 講師:青砥 恭 氏 (特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット代表) | 25名 |

⑥ ひきこもり一般向け啓発講演会

一般住民(支援従事者も含む)に対し、ひきこもりに関する理解と普及啓発を目的に1回開催

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|--|--|------|
| 令和2年2月17日(月) 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 大ホール | 13:30～15:00 講演 テーマ:「ひきこもりを理解するーひきこもり経験者として伝えたいことー」 講師:林 恭子 氏 (一般社団法人ひきこもりUX会議 代表理事) | 51名 |

⑦ ひきこもりサポーター養成研修

ひきこもりについての知識を習得し、支援の取り組みに協力してもらえるサポーター養成を目的に2回開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

⑧ ひきこもり家族のつどい

ひきこもり者をもつ家族への支援として実施

- ・対 象 ひきこもり者の家族
- ・場 所 精神保健福祉センター プレイルーム
- ・開催数 11回
- ・参加数 延べ38名(実人数14名)

※上記に加え、新宮保健所主催のひきこもり家族のつどい(東牟婁)には、当センター職員も2回(9月、3月)参加し、開催支援を行った。

⑨ こころの相談

- ・対 象 ひきこもり者及び家族
- ・場 所 精神保健福祉センター 相談室1
- ・開催数 8回
- ・参加数 延べ22名(実人数17名)

※面接相談件数の再計数

7 依存症対策

(1) 薬物依存症相談

薬物乱用依存症者やその家族・知人などに対して、来所または電話による相談に対応した。より専門的な相談を希望された場合には、当事者には、物質使用障害治療プログラム(SMARPP)に基づくプログラムを用い、個別セッションまたは集団セッションを、家族・知人等で希望する者に対しては、コミュニティ強化と家族訓練プログラム(CRAFT)を用い、個別セッションを継続的に実施した。

当事者の集団セッションは、概ね月1回、和歌山ダルク職員に協力していただいた。

個別・集団セッション実施件数

| | 当事者 | | 家族・知人 |
|---------|-------|-------|-------|
| | 個別 | 集団 | 個別 |
| 覚せい剤 | 0 | 56(7) | 0 |
| 大麻 | 47(1) | 0 | 0 |
| 有機溶剤 | 0 | 0 | 0 |
| 処方薬・市販薬 | 30(2) | 0 | 0 |
| 計 | 77(3) | 56(7) | 0 |

※ () は実数

(2) ギャンブル等依存症相談

ギャンブル等依存症者やその家族・知人などに対して、来所または電話による相談に対応した。より専門的な相談希望された場合は当事者にはSAT-Gに基づくプログラムを用い、個別セッションを、家族・知人等には薬物依存症と同じCRAFTを用い、個別セッションを継続的に実施した。

個別セッション実施件数

| | 当事者 | 家族・知人 |
|--------|-------|-------|
| ギャンブル等 | 14(2) | 21(2) |

※ () は実数

(3) 関係機関との連携

薬務課、和歌山保護観察所、和歌山ダルク等と連携し、情報交換、相談者の紹介等を行った。

和歌山保護観察所においては、引受人会や保護観察期間中の薬物事犯者に実施しているプログラムに同席し、当センターの支援内容について紹介した。

和歌山保護観察所 引受人会出席 2回 プログラム同席 1回

(4) ギャンブル等依存症者支援従事者研修

ギャンブル等依存症者を支援している保健福祉、医療、行政等の援助職従事者を対象に、ギャンブル等依存症に対する支援経験が少ない支援者向けに開発されたSAT-G(島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)ライトの使い方について学ぶ研修を実施した。

| 開催日・会場 | 内 容 | 参加者数 |
|---|--|------|
| 令和2年1月14日(火) 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 展示ホール (和歌山市) | 13:30～16:40 研修 「ギャンブル等依存症の理解と支援」 講 師:小原 圭司 氏 (島根県立心と体の相談センター所長) 佐藤 寛志 氏 (島根県立心と体の相談センター主任精神保健福祉士) | 41名 |

8 精神保健福祉相談

県民のこころの悩みや精神疾患等に関する健康相談を電話及び面接により実施した。

所内相談は、原則として予約制で実施している。

電話相談は一般回線とこころの電話専用回線、自殺防止相談「はあとライン」、ひきこもり相談「いっぽライン」で受けている。さらに特定相談として、医師による思春期・青年期相談、新たにひきこもり相談を実施している。また、薬物、ギャンブル等依存症者やその家族、知人に対する個別相談、薬物依存者のグループセッションを行っている。

(1) 相談方法別件数

(件)

| | 令和元年度(A) | 平成30年度(B) | 増減(A-B) |
|-----------|----------|-----------|---------|
| 面接相談 | 315 | 259 | 56 |
| 電話相談 | | | |
| 一般 | 189 | 109 | 80 |
| こころの電話 | 1,798 | 1,080 | 718 |
| はあとライン | 3,554 | 784 | 2,770 |
| (再掲業者実施分) | (2,456) | — | — |
| いっぽライン | 160 | 117 | 43 |
| 小計 | 5,701 | 2,090 | 3,611 |
| 総合計 | 6,016 | 2,349 | 3,667 |

(2) 面接相談

①年齢別相談件数

延件数・・・()内は実数

(件)

| 年齢 | 男性 | 女性 | 不明 | 合計 |
|------|-------------|------------|---------|-------------|
| 0～9 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 10代 | 21 (11) | 75 (21) | 0 (0) | 96 (32) |
| 20代 | 32 (21) | 9 (8) | 0 (0) | 41 (29) |
| 30代 | 36 (25) | 7 (6) | 0 (0) | 43 (31) |
| 40代 | 23 (17) | 10 (10) | 0 (0) | 33 (27) |
| 50代 | 47 (16) | 11 (8) | 0 (0) | 58 (24) |
| 60代 | 3 (3) | 3 (3) | 0 (0) | 6 (6) |
| 70以上 | 2 (2) | 3 (3) | 0 (0) | 5 (5) |
| 不明 | 15 (14) | 18 (9) | 0 (0) | 33 (23) |
| 合計 | 179 (109) | 136 (68) | 0 (0) | 315 (177) |

②診断別相談件数

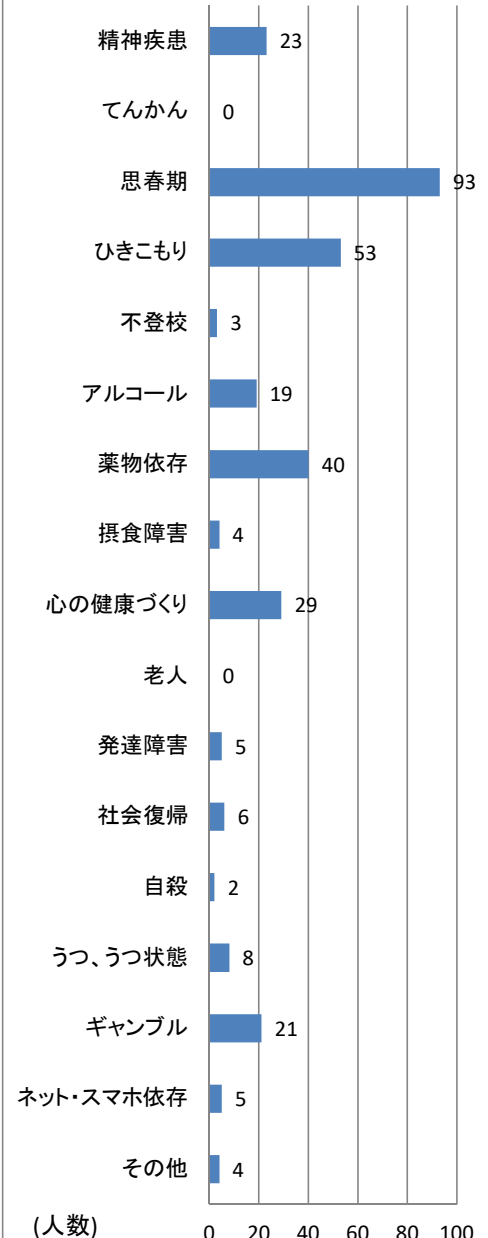
延件数・・・()内は実数

(件)

| | 男性 | 女性 | 不明 | 合計 |
|-----------|-------------|------------|---------|-------------|
| 精神疾患 | 14 (10) | 9 (8) | 0 (0) | 23 (18) |
| てんかん | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 思春期 | 16 (7) | 77 (22) | 0 (0) | 93 (29) |
| ひきこもり | 41 (27) | 12 (10) | 0 (0) | 53 (37) |
| 不登校 | 2 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 3 (2) |
| アルコール | 8 (8) | 11 (3) | 0 (0) | 19 (11) |
| 薬物依存 | 39 (11) | 1 (1) | 0 (0) | 40 (12) |
| 摂食障害 | 0 (0) | 4 (4) | 0 (0) | 4 (4) |
| 心の健康づくり | 22 (13) | 7 (5) | 0 (0) | 29 (18) |
| 老人 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 発達障害 | 5 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 5 (2) |
| 社会復帰 | 5 (4) | 1 (1) | 0 (0) | 6 (5) |
| 自殺 | 1 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 2 (2) |
| うつ、うつ状態 | 2 (2) | 6 (6) | 0 (0) | 8 (8) |
| ギャンブル | 17 (16) | 4 (4) | 0 (0) | 21 (20) |
| ネット・スマホ依存 | 4 (4) | 1 (1) | 0 (0) | 5 (5) |
| その他 | 3 (3) | 1 (1) | 0 (0) | 4 (4) |
| 合計 | 179 (109) | 136 (68) | 0 (0) | 315 (177) |

面接相談内容別件数

(令和元年度)



(3) 電話相談

①年齢別男女別延件数

| | 男性 | 女性 | 不明 | 計 |
|-----|-------|-------|----|-------|
| 乳幼児 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 児童 | 4 | 4 | 0 | 8 |
| 思春期 | 87 | 63 | 3 | 153 |
| 成人 | 2,835 | 2,437 | 23 | 5,295 |
| 老人 | 35 | 78 | 2 | 115 |
| 不明 | 56 | 34 | 39 | 129 |
| 総合計 | 3,018 | 2,616 | 67 | 5,701 |

②保健所管内別男女別延件数

| 保健所 | 男性 | 女性 | 不明 | 計 |
|---------|-------|-------|----|-------|
| 伊都(橋本) | 89 | 351 | 1 | 441 |
| 那賀(岩出) | 166 | 99 | 0 | 265 |
| 海草(海南) | 63 | 47 | 0 | 110 |
| 有田(湯浅) | 1,073 | 139 | 1 | 1,213 |
| 日高(御坊) | 107 | 105 | 0 | 212 |
| 西牟婁(田辺) | 83 | 152 | 3 | 238 |
| 東牟婁(串本) | 104 | 8 | 0 | 112 |
| (新宮) | 14 | 33 | 1 | 48 |
| 和歌山 | 724 | 1,278 | 9 | 2,011 |
| 県内 | 250 | 214 | 6 | 470 |
| 県外 | 166 | 32 | 1 | 199 |
| 不明 | 179 | 158 | 45 | 382 |
| 総合計 | 3,018 | 2,616 | 67 | 5,701 |

③内容別男女別延件数(複数回答)

| 相談内容 | 男性 | 女性 | 不明 | 計 |
|----------------|-------|-------|----|-------|
| 統合失調症に関すること | 760 | 328 | 0 | 1,088 |
| 感情障害に関すること | 344 | 528 | 3 | 875 |
| その他精神疾患に関すること | 162 | 219 | 1 | 382 |
| 治療について | 194 | 210 | 3 | 407 |
| 就労について | 380 | 171 | 3 | 554 |
| 社会復帰施設 | 23 | 9 | 0 | 32 |
| 制度について | 43 | 20 | 1 | 64 |
| 知的、発達上の問題 | 42 | 14 | 0 | 56 |
| 教育上の問題 | 16 | 19 | 1 | 36 |
| ひきこもり | 121 | 53 | 4 | 178 |
| 人間関係の問題 | 362 | 440 | 6 | 808 |
| その他の性格、行動上の問題 | 286 | 0 | 0 | 286 |
| 身体上の問題 | 104 | 244 | 0 | 348 |
| 結婚、性に関する問題 | 110 | 69 | 1 | 180 |
| アルコール | 38 | 21 | 0 | 59 |
| 薬物中毒の問題 | 33 | 10 | 1 | 44 |
| ギャンブルの問題 | 47 | 4 | 1 | 52 |
| 摂食障害 | 4 | 125 | 0 | 129 |
| ネット・スマホ依存 | 13 | 4 | 0 | 17 |
| 老人の問題 | 7 | 24 | 0 | 31 |
| 患者(対象者)へのかかわり方 | 32 | 37 | 0 | 69 |
| 自殺 | 234 | 307 | 4 | 545 |
| その他 | 1,010 | 821 | 41 | 1,872 |
| 計 | 4,365 | 3,677 | 70 | 8,112 |

④処遇状況(複数回答)

| 処遇状況 | 男性 | 女性 | 不明 | 計 |
|--------------|-------|-------|----|-------|
| 電話カウンセリング・助言 | 2,866 | 2,491 | 25 | 5,382 |
| 来所相談を勧める | 35 | 38 | 2 | 75 |
| 情報提供・紹介 | 151 | 136 | 12 | 299 |
| かけ直し依頼 | 9 | 10 | 0 | 19 |
| その他 | 73 | 65 | 29 | 167 |
| 総合計 | 3,134 | 2,740 | 68 | 5,942 |

相談内容別・男女別延べ件数



9 精神医療審査会

精神保健福祉法第12条の規定に基づいて、和歌山県精神医療審査会は、精神障害者の人権擁護とその適正な医療及び保護を図るため入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行っている。令和元年度の審査状況は下記のとおりである。

(表1) 過去5年の精神医療審査会で審査された件数

| 年度 | 医療保護入院届 | 医療保護入院 定期病状報告書 | 措置入院 定期病状報告書 | 退院請求 | 処遇改善請求 |
|--------|---------|-------------------|-----------------|------|--------|
| 平成27年度 | 925 | 421 | 2 | 24 | 0 |
| 平成28年度 | 919 | 422 | 5 | 12 | 1 |
| 平成29年度 | 952 | 428 | 2 | 7 | 0 |
| 平成30年度 | 891 | 412 | 0 | 2 | 0 |
| 令和元年度 | 966 | 429 | 2 | 12 | 1 |

令和元年度の精神医療審査会における審査の詳細

| 区 分 | 前年度届出等の内、 未審査分 | 届出等の 件数 | 審査 件数 | 審 査 結 果 | | | | 計 | 取 下 | 退 院 等 の 審 査 要 件 の 消 失 | 審 査 中 | 未 審 査 |
|-----------------------------|-------------------|------------|-----------|----------------------------|---|---|----------|-----------|----------|---|-------------|-------------|
| | | | | 入 院 等 は 適 当 | 他 の 入 院 形 態 へ の 移 行 が 適 当 | 入 院 継 続 不 要 又 は 処 遇 不 適 切 | | | | | | |
| 医療保護入院の届出 (法第33条第1項) | 0 | 966 | 966 | 966 | 0 | 0 | 966 | | | 0 | 0 | |
| 定期 の 病 状 報 告 | 措置入院者 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | | | 0 | 0 |
| | 医療保護入院者 | 0 | 429 | 429 | 426 | 0 | 0 | 426 | | | 3 | 0 |
| 退 院 請 求 | 措置入院者 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 |
| | 医療保護入院者 | () 0 | () 17 | () 12 | () 12 | () 0 | () 0 | () 12 | () 4 | () 0 | () 0 | () 1 |
| 処 遇 改 善 請 求 | 措置入院者 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 | () 0 |
| | 医療保護入院者 | () 0 | () 2 | () 1 | () 1 | () 0 | () 0 | () 1 | () 1 | () 0 | () 0 | () 0 |
| 合 計 | 0 | 1,416 | 1,410 | 1,407 | 0 | 0 | 1,407 | 5 | 0 | 3 | 1 | |

()内は、入院中の者以外から請求があったものを再掲

10 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)支給認定に関する事務

精神保健福祉法第45条第1項の規程による精神障害者保健福祉手帳の申請に係る審査及び交付事務を行った。令和元年度の判定実績は、表1及び表2のとおりである。

また、自立支援医療(精神通院医療)の申請に係る支給認定事務を行った。受給者証交付状況は表3に示す。

(1)手帳・53条判定会

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療支給認定の申請にかかる専門的な知識及び技術を必要とするもの(診断書による申請)については、所内に判定会を設置し、判定会において審査、決定を行う。

開催回数 43回

(2)精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。(平成7年に創設された制度)

(表1)精神障害者保健福祉手帳交付状況(令和2年3月31日現在)

| 保健所名 | 市町村名 | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
|------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 和歌山市 | | 289 | 1,373 | 1,358 | 3,020 |
| 海南 | | 78 | 337 | 296 | 711 |
| | 海南市 | 67 | 290 | 273 | 630 |
| | 紀美野町 | 11 | 47 | 23 | 81 |
| 岩出 | | 96 | 440 | 356 | 892 |
| | 紀の川市 | 47 | 231 | 182 | 460 |
| | 岩出市 | 49 | 209 | 174 | 432 |
| 橋本 | | 62 | 371 | 264 | 697 |
| | 橋本市 | 44 | 289 | 208 | 541 |
| | かつらぎ町 | 12 | 63 | 46 | 121 |
| | 九度山町 | 2 | 15 | 8 | 25 |
| | 高野町 | 4 | 4 | 2 | 10 |
| 湯浅 | | 40 | 275 | 164 | 479 |
| | 有田市 | 21 | 104 | 71 | 196 |
| | 湯浅町 | 3 | 45 | 37 | 85 |
| | 広川町 | 4 | 31 | 10 | 45 |
| | 有田川町 | 12 | 95 | 46 | 153 |
| 御坊 | | 36 | 244 | 178 | 458 |
| | 御坊市 | 11 | 113 | 81 | 205 |
| | 美浜町 | 4 | 35 | 24 | 63 |
| | 日高町 | 1 | 25 | 26 | 52 |
| | 由良町 | 2 | 19 | 9 | 30 |
| | 印南町 | 4 | 14 | 13 | 31 |
| | 日高川町 | 14 | 38 | 25 | 77 |
| 田辺 | | 48 | 495 | 649 | 1,192 |
| | 田辺市 | 26 | 273 | 381 | 680 |
| | みなべ町 | 2 | 53 | 86 | 141 |
| | 白浜町 | 10 | 91 | 98 | 199 |
| | 上富田町 | 7 | 65 | 68 | 140 |
| | すさみ町 | 3 | 13 | 16 | 32 |
| 串本 | | 33 | 154 | 80 | 267 |
| | 古座川町 | 3 | 16 | 4 | 23 |
| | 串本町 | 30 | 138 | 76 | 244 |
| 新宮 | | 56 | 245 | 192 | 493 |
| | 新宮市 | 38 | 162 | 134 | 334 |
| | 那智勝浦町 | 15 | 68 | 50 | 133 |
| | 太地町 | 2 | 11 | 8 | 21 |
| | 北山村 | 1 | 4 | 0 | 5 |
| 県内合計 | | 738 | 3,934 | 3,537 | 8,209 |

(表2)精神障害者保健福祉手帳交付者数(令和元年度)

| | 前年度末現在 | 新規交付(年度中) | | 転入(年度中) | | 転出(年度中) | | 返還(年度中) | |
|----|--------|---------------|---|---------|---|------------|---|-----------|---|
| | | 増 | 減 | 増 | 減 | 増 | 減 | 増 | 減 |
| 1級 | 695 | 102 | | 5 | | 2 | | 57 | |
| 2級 | 3,835 | 265 | | 41 | | 12 | | 194 | |
| 3級 | 3,099 | 716 | | 27 | | 19 | | 174 | |
| 計 | 7,629 | 1083 | | 73 | | 33 | | 425 | |
| | | 障害の等級の変更(年度中) | | 年度末現在 | | 有効期限切れ(再掲) | | 認定更新(年度中) | |
| 1級 | 53 | 38 | | 758 | | 20 | | 281 | |
| 2級 | 171 | 89 | | 4,017 | | 83 | | 1,642 | |
| 3級 | 41 | 138 | | 3,552 | | 15 | | 1,149 | |
| 計 | 265 | 265 | | 8,327 | | 118 | | 3,072 | |

(表3) 自立支援医療(精神通院医療)受給者証交付状況(令和2年3月31日現在)

| 保健所名 | 市町村名 | 精神障害 | 症状性を含む器質性精神障害 | 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 | 統合失調症・統合失調型障害及び妄想性障害 | 気分障害 | 気分障害 | 神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害 | 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 | 成人の人格及び行動の障害 | 精神遅滞 | 心理的発達障害 | 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 | てんかん | その他の精神障害 | 分類不明 | 計 |
|------|-------|------|---------------|----------------------|----------------------|-------|------|--------------------------|------------------------|--------------|------|---------|--------------------------|------|----------|------|---|
| 和歌山市 | | 125 | 107 | 1,512 | 1,912 | 590 | 20 | 26 | 67 | 239 | 148 | 469 | 0 | 0 | 5,215 | | |
| 海南 | | 14 | 17 | 299 | 261 | 57 | 1 | 5 | 19 | 53 | 28 | 71 | 0 | 0 | 825 | | |
| | 海南市 | 12 | 14 | 253 | 234 | 46 | 1 | 5 | 19 | 48 | 27 | 60 | 0 | 0 | 719 | | |
| | 紀美野町 | 2 | 3 | 46 | 27 | 11 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 11 | 0 | 0 | 106 | | |
| 岩出 | | 25 | 30 | 355 | 538 | 124 | 6 | 4 | 14 | 56 | 36 | 108 | 0 | 2 | 1,298 | | |
| | 紀の川市 | 14 | 18 | 207 | 286 | 54 | 5 | 3 | 6 | 33 | 21 | 55 | 0 | 1 | 703 | | |
| | 岩出市 | 11 | 12 | 148 | 252 | 70 | 1 | 1 | 8 | 23 | 15 | 53 | 0 | 1 | 595 | | |
| 橋本 | | 44 | 34 | 446 | 458 | 91 | 4 | 11 | 28 | 57 | 23 | 77 | 0 | 1 | 1,274 | | |
| | 橋本市 | 36 | 23 | 342 | 330 | 71 | 3 | 8 | 23 | 47 | 16 | 60 | 0 | 1 | 960 | | |
| | かつらぎ町 | 4 | 10 | 77 | 92 | 13 | 1 | 1 | 4 | 9 | 4 | 12 | 0 | 0 | 227 | | |
| | 九度山町 | 2 | 1 | 17 | 20 | 6 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 50 | | |
| | 高野町 | 2 | 0 | 10 | 16 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 4 | 0 | 0 | 37 | | |
| 湯浅 | | 16 | 22 | 352 | 304 | 73 | 2 | 0 | 27 | 25 | 9 | 91 | 0 | 0 | 921 | | |
| | 有田市 | 7 | 7 | 142 | 108 | 25 | 0 | 0 | 9 | 13 | 4 | 42 | 0 | 0 | 357 | | |
| | 湯浅町 | 3 | 6 | 57 | 73 | 14 | 1 | 0 | 3 | 4 | 2 | 11 | 0 | 0 | 174 | | |
| | 広川町 | 3 | 2 | 43 | 27 | 8 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 90 | | |
| | 有田川町 | 3 | 7 | 110 | 96 | 26 | 1 | 0 | 14 | 8 | 3 | 32 | 0 | 0 | 300 | | |
| 御坊 | | 26 | 19 | 385 | 328 | 70 | 4 | 2 | 19 | 24 | 14 | 69 | 0 | 0 | 960 | | |
| | 御坊市 | 7 | 4 | 160 | 161 | 27 | 2 | 0 | 8 | 10 | 9 | 26 | 0 | 0 | 414 | | |
| | 美浜町 | 6 | 4 | 51 | 42 | 7 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 | 0 | 0 | 120 | | |
| | 日高町 | 1 | 4 | 38 | 34 | 11 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 4 | 0 | 0 | 96 | | |
| | 由良町 | 4 | 3 | 37 | 17 | 11 | 1 | 2 | 6 | 3 | 1 | 13 | 0 | 0 | 98 | | |
| | 印南町 | 4 | 1 | 33 | 35 | 7 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 9 | 0 | 0 | 93 | | |
| | 日高川町 | 4 | 3 | 66 | 39 | 7 | 1 | 0 | 2 | 4 | 1 | 12 | 0 | 0 | 139 | | |
| 田辺 | | 60 | 48 | 810 | 688 | 221 | 7 | 9 | 81 | 152 | 84 | 224 | 0 | 1 | 2,385 | | |
| | 田辺市 | 29 | 22 | 483 | 415 | 143 | 4 | 8 | 49 | 85 | 40 | 143 | 0 | 1 | 1,422 | | |
| | みなべ町 | 3 | 12 | 75 | 68 | 11 | 1 | 0 | 5 | 13 | 4 | 15 | 0 | 0 | 207 | | |
| | 白浜町 | 22 | 8 | 143 | 117 | 33 | 2 | 1 | 13 | 18 | 15 | 35 | 0 | 0 | 407 | | |
| | 上富田町 | 5 | 3 | 83 | 70 | 27 | 0 | 0 | 12 | 36 | 23 | 29 | 0 | 0 | 288 | | |
| | すさみ町 | 1 | 3 | 26 | 18 | 7 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 61 | | |
| 串本 | | 4 | 6 | 133 | 68 | 44 | 1 | 1 | 2 | 15 | 3 | 15 | 0 | 0 | 292 | | |
| | 古座川町 | 0 | 0 | 13 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 29 | | |
| | 串本町 | 4 | 6 | 120 | 60 | 41 | 1 | 1 | 2 | 13 | 2 | 13 | 0 | 0 | 263 | | |
| 新宮 | | 17 | 13 | 295 | 188 | 35 | 6 | 0 | 15 | 35 | 12 | 46 | 0 | 0 | 662 | | |
| | 新宮市 | 12 | 9 | 202 | 106 | 18 | 4 | 0 | 12 | 23 | 11 | 28 | 0 | 0 | 425 | | |
| | 那智勝浦町 | 5 | 4 | 71 | 69 | 15 | 2 | 0 | 2 | 11 | 1 | 11 | 0 | 0 | 191 | | |
| | 太地町 | 0 | 0 | 15 | 13 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 | 37 | | |
| | 北山村 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 9 | | |
| 合計 | | 331 | 296 | 4,587 | 4,745 | 1,305 | 51 | 58 | 272 | 656 | 357 | 1,170 | 0 | 4 | 13,832 | | |

Ⅲ 資料

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

令和2年5月1日現在

| 団体名 | ①入院医療費の助成 | ②通院医療費の助成 | ③作業所等への通所旅費の助成 | ④障害者福祉年金・福祉手当の支給 | ⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇 | ⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免 | ⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外) | ⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免 | ⑨その他 |
|-----------|---|--|----------------|------------------|--|--|---|--|---|
| 共通 | | 自立支援医療費(精神通院医療)原則1割負担 所得により自己負担上限額あり 【自立支援医療受給者証所持者】 | | | 家賃の算定における控除額 1級 40万円/年 2級、3級 27万円/年 【手帳所持者】 | | バス運賃の割引 本表の市町村単独助成事業以外に、降車時に手帳を提示することにより割引が適用される場合があります。 (一例) ・和歌山バス及び和歌山バス那賀の運賃割引 【手帳所持者】 本人:半額 介護人(1級の場合のみ)半額 *詳しくは、各バス事業者にお問い合わせください。 | 公営体育施設・文化施設等使用料金の減免 | ・税制の優遇措置 詳しくは各窓口にお問い合わせください 所得税・税務署 住民税・市町村役場 相続税・税務署 贈与税・税務署 自動車税・自動車取得税・県事務所 軽自動車税・市町村役場 *所定期日までに手続きが必要、通院等のために生計同一者が運転する自動車に係る自動車税等の減免【手帳1級】 ・生活保護法の障害者加算 【手帳1級・2級】 *初診日から1年6か月経過後 ・生活福祉資金の貸付 *詳細については、お近くの社会福祉協議会までお問い合わせください 【手帳所持者】 ・NHK放送受信料の免除 詳しくは、NHKふれあいセンターTEL0570-077077(もしくは050-3786-5003)へお問い合わせください 受付時間:午前9時～午後8時 ・NTTふれあい案内サービス あらかじめNTTへ申込みをしておくことにより、104番の電話番号案内サービスが無料 詳しくはTEL0120-104174にお問い合わせください 【手帳所持者】 携帯電話基本使用料等の割引 各携帯電話会社にお問い合わせください。 【手帳所持者】 |
| 和歌山県 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | | | 県営住宅入居抽選回数 2回 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下)のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】 | ・自動車税の減税の対象となっている自動車については、県営住宅駐車場使用料が減免 ・県立医科大学附属病院に受診する場合は駐車場使用料が無料 【手帳所持者】 | | 県有施設について 使用料・入場料を減免 *施設により条件有 ・近代美術館/博物館:入場料及び駐車場使用料の全額 ・紀伊風土記の丘資料館/自然博物館:入場料の全額 ・海浜公園:駐車場使用料の半額 ・図書館文化情報センター/わかやま館:使用料の半額 ・県立体育館/県営水泳場:利用料半額 ・和歌山ビッグ愛/ビッグホール/ビッグウェーブ:利用料半額 【手帳所持者】 | |
| 和歌山市保健所管内 | | | | | | | | | |
| 和歌山市 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | | | 市営住宅入居抽選回数 2回 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下)のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】 | 一時駐車・夜間最大料金半額(駐輪場は月極も半額) 【手帳所持者】 | バス:和歌山市内の和歌山バス・和歌山バス那賀が月2日乗り放題(1級は介護者も) 【手帳所持者】 タクシー:月2回、1乗車につき500円を助成 【手帳1級・2級】 | 和歌山城天守閣・わかやま歴史館・市民温水プール・市立博物館・こども科学館・魚つり公園:入館料無料 紀三井寺公園・緑地公園・相撲競技場・県民文化会館・武道館・体力開発センター・プラザホープ・つつしが丘テニスコート・市民スポーツ広場・河南体育館・市民体育館・松下体育館:利用料半額 【手帳所持者】 | バス:和歌山市内の和歌山バス・和歌山バス那賀が月2日乗り放題(1級は介護者も) 【手帳所持者】 タクシー:月2回、1乗車につき500円を助成 【手帳1級・2級】 公衆浴場入浴料助成(1級は介護者分も助成) 大人は月2回、1回100円。 小学生以下は月2回無料で入浴可 【手帳所持者】 *R2年度よりバスまたは公衆浴場のどちらかを選択制 |

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

令和2年5月1日現在

| 団体名 | ①入院医療費の助成 | ②通院医療費の助成 | ③作業所等への通所旅費の助成 | ④障害者福祉年金・福祉手当の支給 | ⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇 | ⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免 | ⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外) | ⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免 | ⑨その他 |
|---------|---|--|--|---|--|---------------------|---|---|---|
| 海南保健所管内 | | | | | | | | | |
| 海南市 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳所持者】 【所得制限あり】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳所持者】 【所得制限あり】 | 公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)交通費の1/2(上限月額2,500円)を補助(所得制限あり) | <心身障害児福祉年金> 20歳未満の障害児を監護する者 年額48,000円 【手帳所持児童】 | | | 福祉タクシー利用券交付 基本料金相当額助成 年間12枚 【手帳1級】 | 海南市立のスポーツ施設(プール・体育館・運動場・テニスコート)利用料無料 【手帳所持者】 | 海南・海草地方精神障害者家族会への助成 |
| 紀美野町 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】 | | <心身障害児在宅扶養手当> 18歳未満の障害児を監護する者 年額50,000円 【手帳所持児童】 【手帳1級の障害児は20歳未満】 | <心身障害者の優先的選考> 町営住宅入居者選考時における優先的選考が可能 【手帳所持者】 | | 福祉タクシー利用券交付 初乗り料金助成(年間12枚) 【手帳1・2級】 ・町コミュニティバス無料 【手帳所持者】 | 美里の湯「かじか荘」 入湯料金550円→450円 (介護者1名可) 【手帳所持者】 | 家族会助成 海南海草地区精神障害者家族会へ助成 |
| 岩出保健所管内 | | | | | | | | | |
| 紀の川市 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【障害年金1級・2級】 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【障害年金1級・2級】 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | | <心身障害児扶養手当> 20歳未満の障害児等を在宅で監護する者 月額5,000円 【手帳所持者】 【障害児福祉手当受給者の方は対象外】 【特別児童扶養手当受給者の方は対象外】 【所得制限あり】 | 特例単身者入居 入居所得基準を優遇措置 月額214,000円 【手帳1級・2級】 | | 地域巡回バス無料 コミュニティバス約半額 紀の川市福祉タクシー及び自動車燃費助成 *タクシー利用券 20枚/年 *燃料券 4L券10枚/年 (自動車 1L券40枚/年) 【手帳1級・2級】 | 紀の川市市民公園プール使用料免除 【手帳所持者】 【身体障害者手帳の旅客運賃減額欄に第1種と記入されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人1人】 | 保育料減額 【手帳所持者】 |
| 岩出市 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】 【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】 【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 | | <心身障害児等在宅扶養手当> 20歳未満の障害児(者)を在宅で障害児等を監護する者 月額5,000円 【手帳所持者】 【障害児福祉手当を受給の方は対象外】 【特別児童扶養手当受給者の方は対象外】 【所得制限あり】 | | | 市内巡回バス無料 【手帳1・2級】 タクシー料金の一部 助成券(基本料助成) 年間10枚 【手帳1級】 | | 保育料の減免【手帳所持者】 ふれあい収集(ごみ収集)【手帳1級・2級】 |
| 橋本保健所管内 | | | | | | | | | |
| 橋本市 | | | | | 市営住宅入居抽選回数 2回 【手帳1級・2級】 | | 橋本市コミュニティバス・デマンドタクシー料金が半額【手帳所持者】 福祉タクシー利用券、25枚/年(基本料助成) 【手帳1級、18歳未満の手帳所持者】 | 橋本市温水プール「レインボー」障がい者の減額、介護人1人(20歳以上)のみ無料 【心身障がい者、その介護人】 橋本市保健福祉センター 使用料等の減免 | 福祉有償運送の利用 【手帳所持者】 団体運営補助金の交付 【精神障がい者家族会】*平成29年度より活動休止中 |
| かつらぎ町 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分1/3(上限月額10,000円)を助成 【手帳1級・2級】 【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | | | | | | 障害者外出支援助成 タクシー券か自動車燃料券を交付 タクシー券は500円券×20枚 燃料券は500円券×10枚 【手帳1・2級、18歳未満及び当該年度に18歳に達した者】 かつらぎ町コミュニティバス乗車料金割引 大人80円・小人40円 【手帳1・2級】 | | |
| 九度山町 | | | | | 町営住宅入居について、抽選なしで優先的に入居可 【手帳1級・2級】 | | | 松山常次郎記念館 九度山・真田ミュージアム 無料 (付き添い1名まで無料・2人以上は有料) 【手帳所持者】 | 福祉有償運送の利用 【手帳所持者】 |
| 高野町 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | | | | | 高野町外出支援助成券(町が指定する交通機関で使用可能) 100円券×18枚交付 【手帳1・2級】 | 内拝券割引:高野山霊宝館 【手帳所持者】 | 福祉有償タクシー【手帳1・2級】 |

| 団体名 | ①入院医療費の助成 | ②通院医療費の助成 | ③作業所等への通所旅費の助成 | ④障害者福祉年金・福祉手当の支給 | ⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇 | ⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免 | ⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外) | ⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免 | ⑨その他 |
|---------|---|---|--|--|--|-----------------------|--|---|---|
| 湯浅保健所管内 | | | | | | | | | |
| 有田市 | | | 公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)の交通費を補助 経費が1ヶ月5,000円以下は全額5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする | <心身障害児手当> 20歳未満の障害児を監護する者 月額2,500円 【手帳所持者】 | | | タクシー基本料金相当分(年間28回以内) 自動車燃料費助成(年間500円助成券12枚) 【手帳1級】 有田市デマンドバス半額 【手帳所持者】 | | 市民税非課税世帯の水道料金の軽減【手帳1級・2級】 精神障害者家族会への補助金 25,000円 |
| 湯浅町 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)の交通費を補助 経費が1ヶ月5,000円以下は全額5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする 【手帳所持者】 | | | | | | 有田地方精神障害者家族会への助成 25,000円/年 |
| 広川町 | | | 公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)交通費の1/2(上限月額5,000円)を補助 | | | | タクシー初乗り運賃助成券 年間24枚配布 【手帳1級所持者】 | 稲むらの火の館(入館料半額免除) 一般500円→250円 高校生200円→100円 小・中学生 100円→50円 滝原温泉 ほたるの湯(入湯料減額-入湯料75円免除)大人(中学生以上)500円→425円 【手帳所持者】 | |
| 有田川町 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 公共交通機関を利用する交通費を補助 ※片道2km以内の場合は対象外 経費が1ヶ月5,000円以下全額5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする | 重度心身障害(児)者福祉手当 精神に障害のある者(児)又は在宅において障害者を保護することにより、障害者の生活の安定と福祉の向上を図る 【手帳1級】 | 入居所得基準を優遇措置(収入月額214,000円以下)のところを 259,000円以下) 【手帳所持者】 | | [有田川町福祉タクシー] 本町に住民票を有する者で、手帳を有田川町が管理している者。 福祉タクシーの基本料金相当額を助成し、1人年間24回を限度とする。 【手帳1級】 | かなや明恵峡温泉 大人700円→350円 小人400円→200円 しみず温泉 大人600円→300円 小人300円→150円 【手帳所持者】 | |
| 御坊保健所管内 | | | | | | | | | |
| 御坊市 | | 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 | 公共交通機関を利用する場合、月12,000円を限度に補助 【手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 | | | | | | |
| 美浜町 | | 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 | 公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)交通費の1/2(上限月額10,000円)を補助 【手帳所持者】 | <心身障害児扶養手当> 20歳未満の障害児を監護する者 月額5,000円(在宅) 月額4,000円(施設) 【手帳所持者】 <重度心身障害者福祉手当> 20歳以上の障害者を在宅で介護する方 月額2,000円 【手帳所持者】【所得制限あり】 | | | バス及びタクシー料金の助成 美浜町外出支援事業として年間12,000円分の100円券を交付。 【手帳所持者】 | | |
| 日高町 | | 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 | 通所に係る交通費の1/2(上限月額10,000円)を補助 【福祉共同作業通所者】 | <心身障害者福祉手当> 障害児(者)を在宅で介護する者 月額4,000円 【20歳未満・手帳所持者】 (所得制限なし) 【20歳以上・手帳1・2級】 (所得制限あり) | | 駐車料金の5割減免 【手帳1・2級】 | タクシーの初乗り運賃の36回分のタクシー券支給 【手帳1・2級】 | 温泉館「海の里」 入館料減免 (600円→510円) 【手帳所持者】 | |
| 由良町 | | 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 | 公共交通を利用する場合、交通費の1/2を補助 【手帳所持者】 | | | | タクシー券の交付 基本料金 30枚/年 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 | | |
| 日高川町 | | 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 | 交通費の1/2を補助(月額上限10,000円) 【手帳所持者】 | <障害児福祉年金> 18歳未満の在宅の障害児を監護する者 月額3,000円 【手帳所持者】 <障害者福祉手当> 18歳以上の在宅の障害者 月額3,000円 【手帳所持者】 【所得制限あり】 | 入居所得基準を優遇措置(収入月額214,000円以下)のところを 259,000円以下) 【手帳1級・2級】 | | 日高川町コミュニティバスの乗車料金が半額 バス・タクシー券の交付 (年間500円券×30枚) 【手帳所持者】 | 町内温泉施設(美山温泉 愛徳荘・きのくに中津荘・鳴滝温泉館)入湯料半額・町内に住所を有する者は無料 【手帳所持者】 | |
| 印南町 | | 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 | 交通費の1/2を補助(月額上限10,000円) 【手帳所持者】 | | | | バス、タクシー利用券の交付 500円券×40枚 【手帳所持者】 | | |

精神障害者に対する保健福祉施策一覧 ①

令和2年5月1日現在

| 団体名 | ①入院医療費の助成 | ②通院医療費の助成 | ③作業所等への通所旅費の助成 | ④障害者福祉年金・福祉手当の支給 | ⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇 | ⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免 | ⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外) | ⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免 | ⑨その他 |
|---------|---|--|--|---|--|---------------------|---|---|--|
| 田辺保健所管内 | | | | | | | | | |
| 田辺市 | <p>重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費自己負担分を助成 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】</p> | <p>重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費自己負担分を助成 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】</p> <p>自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】</p> | <p>交通費を補助 交通手段や距離等で補助額算定 【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】</p> | <p>田辺市重度障害者等福祉年金 > 市民税所得割非課税の者 年額29,500円 【20歳以上は手帳1級】 【20歳未満は手帳所持者】</p> | <p>市営住宅入居抽選回数(2回) 【手帳1級・2級】 市営住宅入居抽選優遇措置有入居所得基準(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】</p> | | <p>タクシー:1割引 バス:5割引 【手帳所持者】</p> | <p>入館料1/2減免 ・田辺市立美術館 ・熊野古道なかへら美術館 ・紀州備長炭免見館 ・南方熊楠顕彰館</p> <p>利用料1/2減免(施設により条件異なる) ・田辺市体育施設 【手帳所持者】</p> | |
| みなべ町 | <p>重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【障害年金1級・2級】 【所得制限あり】</p> | <p>重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【障害年金1級・2級】 【所得制限あり】</p> <p>自立支援医療自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】</p> | <p>交通手段や距離等で補助額算定(上限月額45,000円) 【作業所へ通所する障害者】</p> | <p><心身障害児等在宅扶養手当> 20歳未満の在宅障害児を扶養する者 月額5,000円 【手帳所持者】</p> <p><在宅障害者等福祉手当> 1年以上みなべ町に居住する、20歳以上の在宅障害者 月額4,000円 【手帳所持者】【収入制限あり】</p> | | | <p>タクシーの初乗り料金を助成 10枚綴りのタクシー券を年間4冊交付 【手帳所持者】</p> | <p>鶴の湯温泉 入浴料半額600円→300円 【手帳所持者】</p> | <p>①配食サービス ・弁当の配給(自己負担有り) ・安否確認兼ねる 【概ね単身世帯の障害者で調理が困難な者】</p> <p>②施設利用者負担額助成 工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する金額を利用者定率負担額から差し引いた額を補助 【就労施設利用者】</p> |
| 白浜町 | <p>重度心身障害児(者)医療費助成制度【手帳1級所持者】 保険診療自己負担分を助成</p> | <p>重度心身障害児(者)医療費助成制度【手帳1級所持者】 保険診療自己負担分を助成</p> <p>自立支援医療自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】</p> | <p>作業所等への交通費往復(2km以上に限る)の一部を補助 【作業所利用決定者】</p> | | <p>家賃の算定における控除額 1級 40万円/年 2級、3級 27万円/年 【手帳所持者に加え障害基礎年金受給者】</p> | | | <p>町営公衆浴場(全額免除) 町民プール(全額免除) 【手帳所持者】</p> | |
| 上富田町 | <p>重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費自己負担分を助成 【手帳1級所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】</p> | <p>自立支援医療(精神通院)自己負担分(1割)の半額を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】</p> | <p>町内に住所を有する在宅の障害者で自宅から片道2kmを超える交通費の一部を補助 【手帳所持者】 【障害年金受給者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】</p> | <p><在宅重症心身障害児年金> 特別児童扶養手当を受給している又は受給資格がある方 障害児一人につき 年額36,000円 【月額3,000円】 ①町内に住所を有する者(町内に1年以上居住) ②在宅する障害児を介護する者 ③当該障害児と同居する者 ※障害児とは、年齢20歳未満で特別児童扶養手当の対象児童のこと</p> | <p>入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】</p> | | <p>くちくまのコミュニティバスの回数券またはバスポートの料金割引(半額補助) 【手帳所持者】</p> | | |
| すさみ町 | | | <p>片道2kmを超える交通費(上限月額25,000円)を補助 自家用車、二輪車は5,000円まで補助 送迎用車両利用の場合は、通所日数が月20日以下の場合、下回った日数に250円を乗じた額を減額する。 【町が支給決定をした者】</p> | | <p>入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところ214,000円以下) 【手帳1級・2級】</p> | | <p>すさみ町コミュニティバス手帳提示により半額【手帳所持者】</p> | <p>すさみ町立エビとカニの水族館(半額) 【手帳所持者】</p> | |

| 団体名 | ①入院医療費の助成 | ②通院医療費の助成 | ③作業所等への通所旅費の助成 | ④障害者福祉年金・福祉手当の支給 | ⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇 | ⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免 | ⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外) | ⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免 | ⑨その他 |
|-------------|--|--|--|--|---|---------------------|---|--|------|
| 新宮保健所車本支所管内 | | | | | | | | | |
| 車本町 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 | 町内に住所を有する在宅の者で、自宅から町内、町外の就労支援施設へ通所しており、片道が2kmを超えるもの 【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 | 障害児等を介護する者 年額30,000円 【手帳1級】 【年間所得が10万円以下の者】 | 町営住宅入居抽選回数2回【手帳所持者】 | | バス コミュニティバスの料金半額【手帳所持者】 タクシー 手帳1級で在宅の者に対し、町と契約しているタクシー会社のタクシーを利用する時の基本料金相当額を年間12回分助成する。(1人につきタクシー券年間12枚交付) 【手帳1級】 | 車本温泉 サンゴの湯 通常入場料金から300円引き 車本海中公園 入場料金半額 介助者も可 潮岬観光タワー 通常入場料金から100円引き 【手帳所持者】 | |
| 古座川町 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成(食事療養費を含む) 【手帳1・2級】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 | 片道2kmを超える交通費(上限月額3,000円)を補助 * 鉄道又は路線バス * 施設送迎用車両 * 自動二輪(原付含む) * 自動車 | 非課税世帯に属する者 月額3,000円 【手帳1級・2級】 | 入居所得基準を優遇 収入月額158,000円以下のところを259,000円以下 【手帳1級・2級】 | | 町営バス等の運賃免除 【手帳所持者】 | | |
| 新宮保健所 | | | | | | | | | |
| 新宮市 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1級:ただし、65歳以上の新規手帳取得者を除く】 | ・自立支援医療自己負担分(1割)の1/2を補助 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者かつ手帳所持者】 ・重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成【手帳1級:ただし、65歳以上の新規手帳取得者を除く】 | 片道2kmを超える交通費(上限月額12,000円)を補助 送迎用車両利用の場合は、送迎距離10km未満は月額3,500円、10km以上は月額7,000円を限度とする | <心身障害児福祉手当> 20歳未満の障害児を監護する者 月額3,000円 【手帳所持児童】 | 通常は単身入居不可のところ手帳所持者の単身入居可 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳所持者】 | | タクシー基本料金(初乗り料金)から1割を引いた額(年間の利用回数(30回) 新宮市に事業所のあるタクシー業者のみ) 【手帳1級】 | 佐藤春夫記念館 利用料金の免除 新宮市立民俗資料館 入館料の免除 【手帳所持者】 | |
| 那智勝浦町 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費自己負担分を助成 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | 重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費自己負担分を助成 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】 | (通所日数)月単位 ・5日未満 支給無し ・5～10日未満 計算した補助金額の1/2 ・10日以上 計算した補助金額を支給 * 交通手段によって上限を設定 ○ 鉄道・路線バス 15,000円 ○ 施設送迎 2,000円(片道5km未満、3,000円(片道5km以上)) ○ 自動二輪(原付含む) 1,000円(片道5km未満)、2,000円(片道5km以上) ○ 自動車 2,000円(片道5km未満)、4,000円(片道5km以上) 【作業所通所者及び地域活動支援センター利用者】 | | 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】 | | 那智勝浦町営バス 手帳提示により半額 【手帳所持者】 | 体育文化会館トレーニング室手帳提示により半額 【手帳所持者】 | |
| 太地町 | 重度心身障害者(児)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1級】 | 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】 重度心身障害者(児)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1級】 | 通所にかかる費用を助成(片道2kmを超えるもの) (交通機関)上限月10,000円(福祉車両)上限月5,000円(自家用車)上限月4,000円 【作業所通所者】 | | 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級、2級】 | | | ・太地町立くじらの博物館 入館料の半額補助 【手帳所持者】 ・太地町立石垣記念館 入館料の半額補助 【手帳所持者】 | |
| 北山村 | | | | | 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】 | | 村民は申請により村営バスの運賃無料 村民以外は村営バスの運賃半額 【手帳所持者】 北山村交通空白地の有償運送利用料を1/3以内で助成 | | |

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ②

令和2年5月1日時点

| 団体名 | ①こころの相談事業 | ②デイケア事業 | ③その他 3障害合同の事業等 |
|-------|--|---|--|
| 和歌山県 | 各保健所、精神保健福祉センターで実施 | | ・ピアサポーター活用事業 県内7事業所に委託。 |
| 和歌山市 | 和歌山市保健所にて 月2回 精神保健福祉相談 月1回 うつ夜間相談 担当：医師、精神保健福祉相談員 | | ・相談支援事業 担当：委託相談支援事業者(6事業所) ・ボランティア活動支援事業 担当：委託相談支援事業者(1事業所) |
| 海南市 | | | ・巡回相談 月2回 担当：委託相談支援事業所(3事業所) |
| 紀美野町 | | | ・相談支援事業 担当：委託相談支援事業者(3事業所) |
| 紀の川市 | | | ・相談支援事業 担当：委託相談事業所(1事業所) |
| 岩出市 | | | ・相談支援事業 担当：委託相談事業所(1事業所) |
| 橋本市 | | | ・橋本市保健福祉センター いきいきルーム 「障がい者の日」月1回有料 第4金曜日 午前 ・相談支援事業 (随時) 担当：委託相談事業所(3事業所) |
| かつらぎ町 | 随時 担当：保健師 | | |
| 九度山町 | 相談日は設定していないが、必要時に対応 (保健所主催のこころの相談事業も案内) | | |
| 高野町 | 随時 担当：保健師 | | ・相談支援事業 (随時) 担当：委託相談事業所(3事業所) |
| 有田市 | | 精神障害者家族会 月1回 精神障害者当事者会 月1回 担当：保健師 | ・相談支援事業 担当：委託相談支援事業所(2事業所) |
| 湯浅町 | | 月1回 担当：保健師 (広川町と合同実施) | ・相談支援事業 担当：委託相談支援事業所(2事業所) |
| 広川町 | | 月1回 担当：市町村保健師 他 (湯浅町と合同実施) | |
| 有田川町 | | ・清水地区 月1回 担当：保健師 | ・座談会 吉備地区、金屋地区 年に3回 デイケア参加者の自主的な集まり |
| 御坊市 | | | |
| 美浜町 | | | |
| 日高町 | 相談日は設定していないが、必要時に対応 (保健所主催のこころの相談事業も案内) | | |
| 由良町 | | | |
| 日高川町 | | | |
| 印南町 | 相談日は設定していないが、必要時に対応 (保健所主催のこころの相談事業も案内) | | |
| 田辺市 | 相談日は設定していないが、必要時に対応 (保健所主催のこころの相談事業も案内) | | ・レクリエーション教室 /年24回程度 担当：社会福祉協議会 ・相談支援事業 担当：委託相談支援事業所(4法人1事業所) |
| みなべ町 | 相談日は設定していないが、適宜保健師が対応 (保健所主催のこころの相談事業も案内) | | ・相談支援事業所 担当：委託相談支援事業所(2事業所) |
| 白浜町 | 直接医療機関に予約する 担当：白浜はまゆう病院及び南和歌山医療センター心理相談室職員 (委託事業として実施) | | |
| 上富田町 | 相談日は設定していないが、随時対応 | | ・相談支援事業所 担当：委託相談支援事業所(2事業所) |
| すさみ町 | | | |
| 串本町 | | | ・相談支援事業 相談支援事業者に委託(2事業所) |
| 古座川町 | 相談日は設定していないが、必要時に対応 (保健所主催のこころの相談事業も案内) | | |
| 新宮市 | | | |
| 那智勝浦町 | | 町内相談支援事業所に委託 担当：精神保健福祉士、ボランティア等 | ・相談支援事業 相談支援事業者に委託(3事業所) |
| 太地町 | | | |
| 北山村 | | | |

和歌山県精神保健福祉センター所報

— 令和元年度 —

(令和2年10月発行)

和歌山県精神保健福祉センター

〒640-8319

和歌山市手平二丁目1番2号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193

ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050301/050301/index1.html>